

雜 纂

正徳信使改禮の教諭原本に就て

武 田 勝 藏

慶應の三田史學會發行の『史學』八月號に『伯爵宗家所藏豊公文書と朝鮮陣』と題して、筆者が先年舊藩主宗

家○對馬の一長櫃の中より發見した學界未知の豊公文

書數十通に就ての小研究を發表し、讀者諸彦の匡正教

示を仰いだ、こゝに本紙の餘白を拜借して御紹介す

る正徳信使來聘の節、將軍より其の領客使たる對馬守

宗義方に與へた有名な『教諭』の原本も亦右の豊公文書

と共に發見したもの、一で、これ亦學界未發の貴重な

史料の一である。掲載寫眞參看。今、此の教諭原本に就

いて少しく説明して讀者の御參考に供し度いと思ふ。

の爲めにこれを發表する考であつたが、余暇が無かつたので思ひ乍ら今日迄遷延したものである。

徳川時代を通じて朝鮮の信使來聘は前後十數回あつたが、中にも正徳元年の來聘は最初より最後迄種々の問題を引き起した厄介千萬なものであつた。其れは今更改めて記す迄も無いが、當時將軍家宣に重用せられた白石新井君美の建議にかゝる聘禮の更革で、白石自ら命によつて其の應接使となつて從來の慣例に一大鐵槌を下して、大いに諸禮に變更を加へたのである。其の改革の主要なる

ものは、國書に於ける將軍の稱號である大君を寛永十三年以前の例によつて日本國王に（復號）老中の信使客館訪問を高家の訪問に、上々官の國書捧呈を正使自身に、三家と同一であつた三使の拜位を其の下に、三家の饗宴相伴を接待大名に、能樂を舞樂に各々改め、又三使の世嗣拜謁と、老中と禮曹との書簡進物の贈答を廢止する等であつた。

（此外往還道中に於ける接伴の更革）然るに古禮を尊重保存する朝鮮の事である爲めに、三使等が容易にこの改禮に應じなかつたのは無理からぬ事である。前記諸更革中、殊に復號の事は重要な事柄だけに、宗家にては幕府より内命を受けて態々使者として寺田一郎兵衛、雨森東五郎の兩人を彼國に差遣して交渉せしめ、釜山迄來た國書を漸くにして書き改めさせたのである。右の雨森東五郎は有名な芳洲の事で、この復號に關しては其の主張者たる白石に堂々挑戰し、其の不當を攻撃したの

であるが、この使者として選ばれ、其復號に盡力した事は實に不思議に思はれ、且つ面白い事ではないか。これ等の復號始末に就いては『宗家史料による復號事件』と題して當時の宗家記録に據つて自分の記述して置いた小文を不日發表する考へであるから、詳細はそれに譲つて置く、若しも參看せられるならば幸である。右の復號は國書式の改正なる爲めに信使來聘以前に是非とも交渉する必要があつたが、これに反して、進見・賜饗・辭見儀、受書儀、書幣及使者位、賓位、獻主、内宴服等江戸に於いての新規の禮式に關しては來聘以前に彼に交渉納得させる必要は無く、又若しこれ等を彼に通達交渉する時は容易に承知せぬは明かな事であり、従つて信使來聘にも影響するので、白石もこれ等をよく推察して、これ等の改禮に關しては殆んど彼に通達する事なく、信使の江戸參着の上彼等をして無理にも新規式に服せしむる考へ

であつたのである。その爲め江戸參着の信使は道中に於ける接待の變革に不満を有した上に、更に又寢耳に水の、これ等の改禮に驚き對馬守へは勿論のこと殿中に於てまで白石と爭論した程であつた。

さて右の信使一行は七月五日釜山を發船し、十九日に對馬の府中原に到着し、其れより宗對馬守の案内で十月十八日江戸に參着したのであるが

この參着の日に將軍より宗對馬守義方にこの改禮に關する『教諭』なるもの並に前記進見以下の諸禮に關する規式書（宗家記録には又これを奉旨之御書付とも記してある）六道を授與したのである。次にこの教諭授與の次第に就いて極く簡略に記述すると、

信使一行の江戸參着の前日即ち十月十七日に白石は態々川崎驛に赴き對馬守の宿所を訪うて、家老平田直右衛門並に儒臣雨森東五郎（芳洲）に面晤して云ふに。

明日江戸に參着せられたならば、將軍より上使を對馬守の屋敷に遣はされて『御教諭の御書付』を下さる筈であるから、念の爲め對馬守に右御教諭の草案を御覽に入れ度く持參したから、御一覽を乞ふ。猶右の御教諭の御書付には今度態々作られた黄金の御印が押してあるから、御家の爲めには誠に『御規模なる事』である。云々。

猶白石は此時始めて信使並に對馬守に面晤し、翌十八日曉江戸に歸つた。

十八日信使一行が江戸に參着すると、松平備前守より使者として御用人大野吉左衛門が對馬守屋敷（下谷、二長町）に來て云ふに、

本日備前守が上使として罷越す以前に、御城より御書物入の箱を御徒目付が持參致す事となつて居るから、右の箱が到着したならば御受取の上、御書院上の間の上座に差置き、對馬守御宿坊（崇福寺）より歸邸せられたならば、早々御通知に預り度い、云々。

暫すると城中より右の書物（教諭）入りの長持一棹

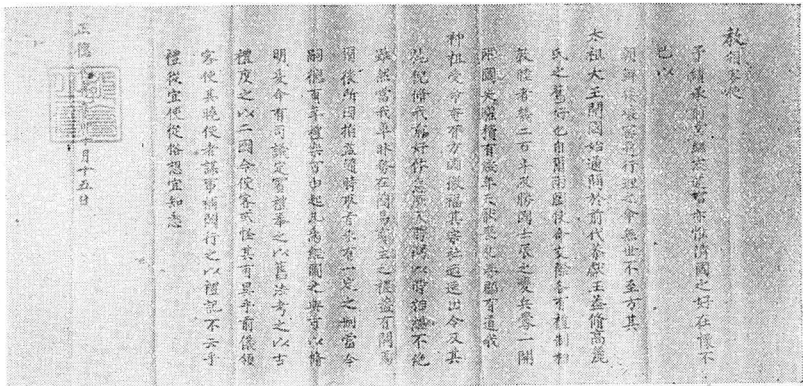
が御徒目付湯原勘助、御小人目付三人付き添つて  
 對馬守屋敷に到着したので、宗家の井田四郎兵衛  
 これを出迎へて挨拶をし、次に伊賀丹治が其の書  
 物入りの箱を受取り、松平備前守よりの差圖通り  
 書院上段の床に置いた。其後對馬守が宿坊より歸  
 邸し、次いで子中刻(午前一時頃)に上使松平備前  
 守が來邸して、對馬守に左の上意の趣を口達した  
 のである。

其方儀此度信使同道ニ而、參勤之段達上聞、太儀ニ思  
 召候、依之被成下上使候、云々。

右の上意傳達が濟むと、教諭授與の爲め左の書付  
 を渡された。

今度之御規式御吟味之上を以、永々迄之御作法を被定  
 御事候、先例ニ違候付若三使申旨も可有之哉ニ被思召  
 其方へ御教諭被成下之候、以此旨三使え可被申達候、  
 以上。

次に對馬守は上使に御請の挨拶をして、これがす



正徳信使改禮教諭原本

むと上使は早  
 々辭去した。  
 如上、教諭の  
 授與式は極め  
 て簡單であつ  
 た。

さて右の教  
 諭原本の概要  
 に就いて記す  
 と、用紙は鳥  
 子縦一尺七寸  
 横三尺五寸、  
 筆蹟は極めて  
 鮮かで寫真で  
 見る様に實に  
 美事なもので  
 白石の自筆な

る事は疑ひなからう。参考までに左に本文を掲載して從來の傳寫本の訂正の資とし、又擡頭等の様式を示し度いと思ふ。

教領客使

予續承前業、繼志述事、亦惟隣國之好、在懷不已、以

朝鮮接壤密邇、行理之命、無世不至、方其

太祖大王開國、始通問於前代恭獻王、蓋脩高麗

氏之舊好也、自爾兩國使命交際、各有禮制、相

敦睦者幾二百年、及勝國王辰之變、兵燹一開、

兩國失離、積有歲年、天厭喪亂、眷顧有道、我

神祖受命、奄有方國、徼福其宗社、廼速出令、反其

旄倪、脩我前好、休息厥民、聘問以時、相繼不絕、

雖然當我草昧、務在簡易、賓主之禮、蓋有闕焉、

爾後所因損益、隨時取旨、未有一定之制、當今

嗣德百年、禮樂可由起、凡爲經國之典、可以脩

明 爰命有司、議定賓禮、奉之以舊法、考之以古

禮、度之以二國、今使客或怪其有異乎前儀、領

客使其曉使者、謀事補闕、行之以禮、記不云乎、

禮從宜、使從俗、想宜知悉、

正德元年辛卯十月十五日 印章、敕命之寶

猶、終の年月の上に捺された印章、これ亦寫眞の

通り美事で、莊重精粹なもので、印文は小篆、陽文で

『敕命之寶』と二行に刻せられ、方約三寸三分（朱

印）で、其印額は黄金である。印文の敕命は敕令

と同じく、將軍の命令と云ふ意味であらう。又序

で乍ら此時將軍よりの返簡に捺した印章も亦同じ

く黄金で、印文は小篆陽文で『文命之寶』（二行方

約二寸九分）と。刻せられたもので、印文の文命

は書經の『文命敷于四海、祇承于帝』によつたも

のである。通航一覽第三十七、正德信使來聘の條

に。

正德元年十一月十五日

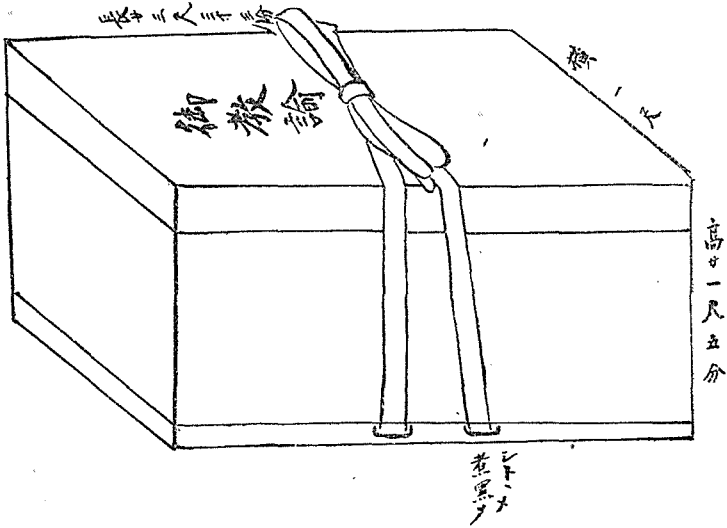
白銀三拾枚

釜屋山城

右御金印之御用被仰付之付而被下之記御日

と見えて居るから、右兩金印はこの釜屋山城の新

第一圖 (外箱)

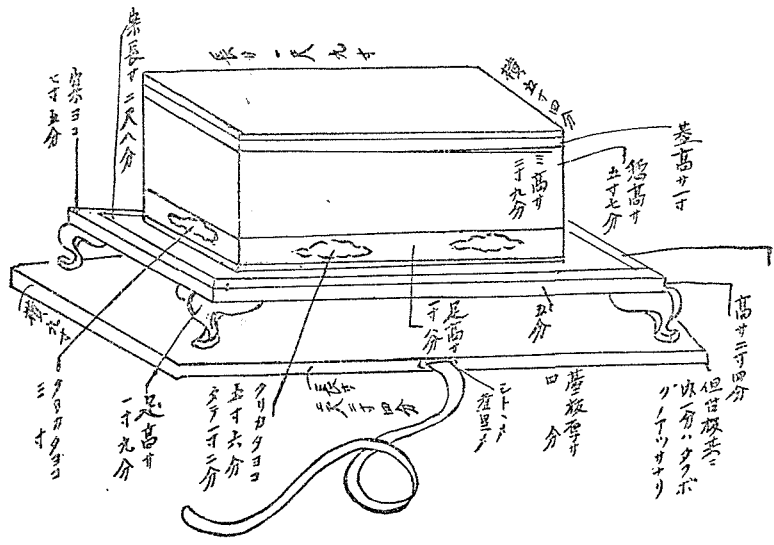


外箱内箱  
 緒糸フサク  
 箱袋フサク  
 桐ナサク  
 木サク  
 地ナサク  
 黄サク  
 縮黄サク  
 綿重黄  
 へ綿重  
 毛縮黄  
 色縮黄  
 二面重  
 入縮黄  
 裕面重  
 長一尺五寸五分  
 長一尺五寸五分  
 長一尺五寸五分  
 長一尺五寸五分  
 幅二尺四寸五分  
 幅二尺四寸五分  
 幅二尺四寸五分  
 幅二尺四寸五分  
 幅二尺四寸五分

たに造つたものであらう。猶、殊號事略下、御寶の事には『新に黄金を以て傳國の御寶を鑄造られ云々』とあれば鑄造であらう。

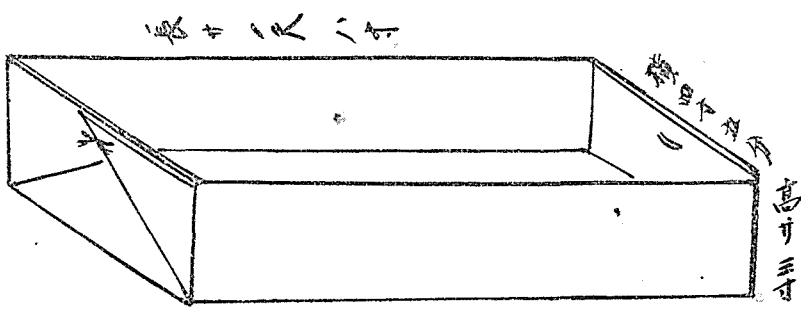
次に教諭原本と共に御紹介して置き度いのは其れが收められてある箱であるが、これは實に美事なもので、中味の教諭よりは寧ろ立派なものである。先づ高一尺五分、横一尺、長二尺三寸三分の外箱があり、其の蓋の表面に『御教諭』と楷書で記してある。(第一圖)其の中に横九寸長二尺二寸四分、厚四分の臺板があり、其の上を高二寸横七寸五分、長二尺八分の案があり、又其の案に高五寸七分、横五寸四分、長一尺九寸の内箱が載せられてある(第二圖)。用材は何れも桐白木である。猶右、内箱の中に、高三寸横四寸五分、長一尺八寸で、外は紺地錦、内は金地錦の折据があり、(第三圖)其の中に『教諭』の原本が收められてある。(各圖参照)

箱内案 圖二第 箱内



紙別圖繪ル入据折錦ニ内ンメウヤチキ桐地木箱内○  
 ルハテニクホクダノ色五縁リハテニ錦地紺テモサ但地木桐案○  
 ルレナハト莖ト案但地木桐板莖○  
 分七幅寸九尺六サ長茶色ダナサ袋糸チノ莖○

(据 折) 面三第



錦ゲンキ内 錦ゲンコ外 圖据折

右の教諭並に新規式書を受けた對馬守は躊躇して漸く廿二日朝家老平田隼人・平田直右衛門・杉村三郎左衛門・大浦忠左衛門の四人を東本願寺の信使宿館に遣して三使に面晤せしめ、上々官崔同知に教諭等の寫並に對馬守の口上書を渡したのである。翌廿四日老中土屋相模守は宗家の杉村三郎左衛門を招いて新規の禮式を三使には納得せしか否やに就いての催促があつたので、廿五日對馬守は大浦忠左衛門を相模守宅に遣して、左の口上覺を差出した。

昨夕家來被召寄、被仰下候通委細承知仕候、初度登城之式三使に申聞候處、納得仕兼候得共、色々申諭漸御請申上候、登城之日限丈三使御禮式大概覺へ候を相考書付可差上候、以上。

十月廿五日

宗對馬守

右覺書には信使納得の如く見えるが、實際仲々納得せず、對馬守始め家臣等は餘程困つた様子であ

つた。然し兎に角、十一月朔日に信使の登城進見の事があり、三日に饗宴舞樂、四日に曲馬、十一日に辭見と相濟んで、十九日に一行江戸を出發し、二月九日に對馬の府中に到着し、廿五日に釜山に歸着したのである。

猶教諭に添へられた進見以下の規式書六通は何れも大高檀紙に認められ、其の端の裏の上部に、何れも小さい符箋が張付けられ、それに『進見賜饗辭見儀』等といふ様に記るされて、印行の白石全集等に見える様に各本文の始めに記るされてあるものでは無い。本文は何れも朱の丸にて句點を施してある。

以上は、筆者が教諭原本發見當時に書き付けて置いたものと、宗家記録を一讀した時の拔萃とを書きまとめたものであるが、若しも御參考ともなるならば幸甚である。(大正十四年八月記)